

不動産をお持ちの方の手續に係る説明会について

お住まいの地域は、令和2年10月19日（月）に住居表示の実施を予定しています。

現在お使いの住所が変更となりますので、不動産（土地・建物）をお持ちの方は、登記簿に記載されている、所有者の住所の変更手續が必要になります。

つきましては、「不動産をお持ちの方の手續」に関する、登記申請書の書き方や郵送による手續方法についての説明会を開催します。

なお、説明会では、実際に皆さまに申請書を記入していただきますので、各回とも「予約定員制」とさせていただきます。お忙しいところ恐れ入りますが、参加を希望される方は、あらかじめ、希望される日時を御連絡いただき、お越しくださいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス感染症対策として、以下の取組に御協力をお願いいたします。

※感染症対策のため、会場入口でのアルコール消毒、マスクの着用及び可能な限り、御家族の代表者お一人での御参加をお願いいたします。

※37.5℃以上の発熱等体調の優れない方は、参加を御遠慮ください。

1 開催日時（各回の内容は同じです）

令和2年11月7日（土）13時、14時、15時	小中会議室（1階）	定員 各回24名
令和2年11月11日（水）14時、15時、16時		
令和2年11月17日（火）14時、15時、16時		

※会場への自転車での御来場は、駐輪スペースに限りがあるため、なるべくお控えください。（駐車スペースがございませんので、自動車での御来場は御遠慮ください。）

2 予約方法

あらかじめ、希望される日時（第三希望まで）を電話又はEメールで連絡してください。

※予約は先着順で受付します。定員に達した時点もしくは、説明会の前日で締め切りとさせていただきますので、御了承ください。

【予約受付開始日時】10月26日（月） 9：00 予約開始

【予約連絡先】横浜市市民局窓口サービス課 住居表示担当

TEL:045 (671) 2320 受付時間9時～17時（土日祝除く）

Eメールアドレス：sh-juukyo@city.yokohama.jp

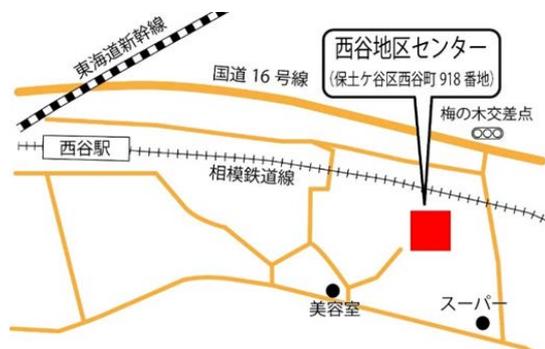
（※QRコードを読み込むと、メール作成画面が開きます。）



3 開催場所

西谷地区センター

（保土ヶ谷区西谷町918番地）



3 説明会の内容

不動産の所有者の住所変更手続に必要な「不動産登記申請書」の記入方法について10分程度御説明します。

その後、申請書に御記入いただく時間を設ける予定です。

※この手続は、不動産の相続・売買・贈与・抵当権の設定等の事由が発生した時にあわせて行っても構いません。必要な方のみ御参加ください。

※法務局職員が同席しますので、記入が終わった申請書の確認を受けられます。

※説明会では、相続や売買契約などに関する相談をお受けすることはできません。

※手続は、お持ちの不動産の所在を管轄する法務局への郵送、もしくは窓口にて行ってください。（説明会出席のみでは手続が完了しません。）

4 説明会にお持ちいただくもの

- ・住居表示のしおり ・黒ボールペン ・不動産登記申請書(同封されているもの)
- ・印鑑(認印) ・住居表示変更通知書(9月中旬に発送予定)
- ・所有する不動産に係る登記簿謄本(ない場合は権利書)

【郵送で登記変更申請をする場合には、以下のものも必要になります】

- ・送付用封筒 ・返信用封筒(簡易書留代320円+郵送代の切手貼付)

※説明会終了後、御自身で簡易書留により郵便局窓口で送付のお手続をお願いします。

◇よくある質問◇

Q1. 不動産登記の手続きはどこで行えば良いのでしょうか。

A 不動産の所在を管轄する法務局窓口または郵送でお手続が可能ですが、窓口の密集を避けるため、可能な限り郵送でのお手続をお願いしております。

また、郵送でのお手続方法は、「住居表示のしおり」13ページにも記載しております。

なお、西谷町に不動産をお持ちの場合は、管轄が横浜地方法務局神奈川出張所になります。

Q2. 手続きはいつから行うことができるのでしょうか。

A . 令和2年10月19日(月)以降にお手続きをお願いします。

Q3. 手続きに期限はあるのでしょうか。

A . 手続きに期限はありません。

不動産の相続・売買・贈与・抵当権の設定等の事由が発生した際にあわせて行っていただいても構いません。

【お問合せ】 横浜市民政局窓口サービス課 住居表示担当
〒231-0005 横浜市中区本町6丁目50番地10
TEL: 045(671)2320 FAX: 045(664)5295
E-mail: sh-juukyo@city.yokohama.jp